

諫早市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年4月6日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	岩	竹	洋一

令和7年度定期監査（後期）結果報告

1 監査の対象

こども福祉部：地域福祉課、こども政策課（保育所含む）、子育て支援課、
こどもの城、すくすく広場

農林水産部：農地保全課、林務水産課、地籍調査課

経済交流部：企業誘致課、スポーツ振興課

建設部：用地課、道路課、河川課、ダム推進課、都市政策課、
開発支援課、都市再生課、緑化公園課、建築住宅課

上下水道局：経営管理課

教育委員会：生涯学習課（公民館、少年センター、修習館含む）、
図書館（視聴覚ライブラリー含む）

※監査の対象年度：令和6年度

2 監査の期間

令和7年9月22日（月）から令和8年2月13日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【こども福祉部 子育て支援課】

- 業務委託について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市子育て短期支援事業委託契約書第5条第2項によると、受注者は、事業を実施した翌月に、その月の分をまとめて請求するものとする定められているが、請求書の提出が遅延している事例が見受けられた。

については、適切な業務委託の執行に努められたい。

【こども福祉部 すくすく広場】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

すくすく広場空調機器保守点検業務仕様書によると本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、別途協議するものとする定められているが、業務完了時に提出する点検報告書に記載される業者名が受注者と異なっている点について、点検業務を行う業者を変更しているにも関わらず、事前の協議が行われていない事例が見受けられた。

については、契約事務について仕様書に基づき、適切に行われたい。

【経済交流部 企業誘致課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 高城会館使用料及びつくば倶楽部使用料の調定において、一月分を一括して事後調定しているが、受領した月の最終受領日ではなく、任意の日に調定しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。
- ② 諫早市会計規則第8条第3項によると国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、工業用水道施設整備支援事業費補助金の調定日が任意の日に設定されている事例。

については、調定事務について規則等に基づき適正に行われたい。

【経済交流部 スポーツ振興課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務について次の事例が見受けられた。

- ① 保健体育施設使用料の調定において、一月分を一括して事後調定しているが、受領した月の最終受領日ではなく、任意の日で調定しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例。

- ② 諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて、これを調定しなければならないと規定されているが、市有財産目的外使用料の調定が任意の日で行われている事例。

については、調定事務について規則等に基づき適正に行われたい。

- 精算事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第42条によると、資金前渡担当者は、前渡資金について、支払が完了したときは、直ちに資金前渡精算報告書を作成し、領収証書又は支払を証明する書類を添えて当該前渡資金に係る支出命令権者に提出しなければならないと規定されているが、報償費の資金前渡精算事務において、処理が遅延しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、精算事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 過誤金の戻入事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第63条によると、支出命令権者は、歳出の誤払いとなった金額を返納させるときは、返納の決定を行い、戻入命令書により通知するとともに返納人に対して返納通知書を送付するものとする規定されている。報償費の戻入事務において、資金前渡担当者が返納人から直接返納金を受け取ったうえで前渡資金として精算処理しており、不適切な公金管理及び返納決定の事務処理を誤っている事例が見受けられた。

については、過誤金の戻入事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 徴収事務委託の事務について改善を求めるもの

【指導事項】

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされた、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項によると、歳入の徴収の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示しなければならないと規定されているが、諫早市サッカー場使用料徴収事務委託において告示されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務委託の事務について政令に基づき適正に行われたい。

【建設部 都市政策課】

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつては、その期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の指導事項と同様の事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。

【建設部 緑化公園課】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定されている。別表第2の4契約の手続きに関する事項（5）検査の命令及び（7）検査の復命において、工事以外の契約のうち契約金額500万円以上のものに係る専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。

【教育委員会 生涯学習課（公民館、少年センター、修習館含む）】

- 公の施設の指定管理業務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市月の港会館の指定管理者業務仕様書によると、事業報告書（年間分）と運営状況報告書を作成することとなっているが、月の港会館利用状況報告（月間分）において、納入状況や利用者数の記載誤りが認められたほか、事業報告書（年間分）と利用状況報告（月間分）の間で利用件数や利用者数が一致しておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、施設管理事務において、条例及び指定管理者業務仕様書に基づき、報告内容の正確性を確保するとともに、より効率的な運用が図られるよう適正な事務の執行に努められたい。

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市月の港会館条例第9条によると、使用者は使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、前回の定期監査時の指導事項が改善されず、使用日以降、使用料が納入されている事例が見受けられた。

については、使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

- 収納金の払込事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納した際は、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないとされているが、コピー使用料の払い込みが遅延している事例が見受けられた。

については、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。

【教育委員会 図書館（視聴覚ライブラリー含む）】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。